

# 神奈川県公立高等学校入学者選抜制度に起因する 進路選択時の陥穽

～関東地方一都六県の公立高等学校入学者選抜制度の比較を通して～

The snare to be caused by the entrance examination system in the Kanagawa municipal upper secondary schools in the career path selection of lower secondary school students

根本 泰雄 (NEMOTO, Hiroo)

**要旨：**各教職課程の科目担当者は、児童・生徒向けの進路指導に関わる様々な情報の読み解き方を学生に指導する力を身に付けておくことも必要である。こうした情報のうち、中学校第3学年の生徒が高等学校進学を目指している際、第一希望の公立高等学校が不合格となった場合、不合格となった生徒が選択できる進路がどのように確保されているのかに焦点をあて、関東地方一都六県の公立高等学校入学者選抜制度の比較分析を行った。その結果、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度は他都県と異なり、第一希望の公立高等学校を不合格となった生徒が私立高等学校の合否に依っては公立高等学校へ進学する途が完全に閉ざされる制度となっており、受験生にとって不利益を被る可能性が存在する制度であることを明らかにした。すなわち、関東地方の他都県では、第一希望の公立高等学校を不合格となった生徒が、国私立高等学校の合否に依らず公立高等学校へ進学する途が存在しているにも関わらず、神奈川県ではこの途が存在していないことを明らかにした。さらに、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度が関東地方の他都県の同制度と比較して相当に特異な制度であることを浮き彫りにしたことで、神奈川県のこの制度が、世帯の所得格差によって教育格差を生む温床となっている可能性も示した。

**キーワード：**神奈川県、関東地方一都六県、公立高等学校入学者選抜制度、所得格差、教育格差

## I はじめに

大学での前期中等教育機関（中学校等）に向けた教員養成において、公立高等学校の入学者選抜制度の内容および同制度に起因する課題発見方法を教授し、進路指導にて同制度に起因する落とし穴に陥らない進路指導力を身に付けさせることが求められる。そのためには、教員を目指す学生が教職を希望する全都道府県の現状を明示することが最善である。その第一歩として、同制度を整理するために必要な情報の要素を取捨選択することが求められると考え、本論では関東地方一都六県に焦点をあて、まず、神奈川県の同制度の分析から着手した。

公立高等学校入学者選抜制度は新制高等学校発足時以来数多くの課題を抱え、文部省（文部科学省）や各都道府県は課題解決に向けて様々な改革を繰り返し行ってきた<sup>1),2)</sup>。神奈川県の公立高等学校入学者選抜制度も様々な課題を抱えてきており、同制度の改革が何度も行われてきている<sup>3),4),5)</sup>。そこで、現在の神奈川県公立高等学校入学者選抜制度が抱える課題の有無、および課題が存在することが明らかとなった場合には、具体的に課題を明示することを目的として、一般的な受験生（引き続き同一県内に保護

者と共に居住する、第一志望校が公立高等学校全日制であり、第二志望校（いわゆる滑り止め校）が私立高等学校全日制である受験生（以下、一般受験生と略記する）に焦点を絞り、二次募集、定通分割選抜に対して保護者の経済状況に関わる問題が横たわっている可能性を調べた。同様に、神奈川県以外の関東地方一都五県の公立高等学校入学者選抜制度が抱える課題の有無等も調べた。課題が存在する結果となった場合には、例えば神奈川県に対してであるなら、2015年度に神奈川県教育委員会によって示された「県立高校改革実施計画（全体）【素案】」<sup>6)</sup>が実施される場合、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の改善に帰する一資料と本論になることも目的とした。

## II 分析

本論では、関東地方一都六県の公立高等学校入学者選抜方法に関して、以下の資料①～⑦を用いて比較分析を行った。

- ① 平成 29 年度 神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領（以下、神奈川高校入試要領と略記）<sup>7)</sup>
- ② 平成 29 年度 東京都立高等学校募集案内（以下、東京高校入試案内と略記）<sup>8)</sup>
- ③ 平成 29 年度 入学者選抜実施要項・入学者選抜要領（以下、埼玉高校入試要領と略記）<sup>9)</sup>
- ④ 平成 29 年度 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下、千葉高校入試要項と略記）<sup>10)</sup>
- ⑤ 平成 29 年度 茨城県立高等学校入学者選抜実施細則（以下、茨城高校入試細則と略記）<sup>11)</sup>
- ⑥ 平成 29 年度 群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下、群馬高校入試要項と略記）<sup>12)</sup>
- ⑦ 平成 29 年度 栃木県立高等学校入学者選抜実施細則（以下、栃木高校入試細則と略記）<sup>13)</sup>

資料の読み取り方に誤りがないかを確認する目的で、関東地方一都六県の教育局等へ、電話もしくは面会によるインタビュー調査も実施した。

## III 結果

### 1 関東地方一都六県での平成 29 年度公立高等学校入学者選抜の日程

本論では一般受験生に焦点をあてていることから、帰国子女の特例入学者選抜や成人特列入学者選抜などの選抜制度に関しては触れない。

#### (1) 神奈川県

神奈川県の一般受験生の平成 29 年度高等学校入学者選抜の日程は次の通りであった（表 1）。神奈川県の公立高等学校の平成 29 年度入学者選抜は、全日制・定時制（夜間部だけからなる定時制を除く）・通信制の課程は共通選抜を行い、共通選抜の学力検査等の期日は 2 月 15 日（一部の高等学校は 2 月 16 日にも実施）、合格発表日は 2 月 28 日であった<sup>7)</sup>。一方、一般受験生に対して私立高等学校は試験日を 2 月 10 日から 2 月 12 日の期間に、合格者発表日を 2 月 11 日から 14 日の期間に設定し実施した<sup>14)</sup>。また、手続き締切日は、一部の私立高等学校は 2 月 14 日や 2 月 16 日、17 日など公立高等学校の合格発表日より前に設定している場合もあるが、多くの私立高等学校では公立高等学校の共通選抜合格発表日直後の 3 月 1 日から 3 月 3 日のどこかに設定していた<sup>14)</sup>。

一般受験生が第一志望校である公立高等学校に不合格となり、第二志望校である私立高等学校にも不合格となった場合、この段階でも公立高等学校を第一志望とするのであれば、共通選抜にて欠員が出た高等学校で実施する共通選抜 二次募集の学力検査等を受けることとなる。共通選抜 二次募集の学力検査等の期日は 3 月 9 日、合格発表日は 3 月 16 日であった<sup>7)</sup>。この共通選抜 二次募集とともに、定通分割選抜（定時制（夜間）・通信制の課程）を実施する高等学校を同時に志願することも可能である。定通分割選抜の学力検査等の期日は 3 月 14 日（一部の高等学校は 3 月 15 日にも実施）、合格発表日は 3 月 22 日であった<sup>7)</sup>。

また、定通分割選抜を実施した高等学校の二次募集は、学力検査等の期日が3月28日、合格発表日は3月30日であった<sup>7)</sup>。まとめると、国私立高等学校に合格していないのであれば、公立高等学校を受検できる最大回数は4回であるが、国私立高等学校に合格している場合、公立高等学校を受検できる回数は1回だけとなる制度である。また、全日制の課程か昼間定時制（例えば、定時制二部制の1部や定時制三部制の1部や2部など）の公立高等学校を受検できる機会は最大でも2回である。

表1 関東地方1都6県での平成29年度私立および公立高等学校入学者選抜の日程

			神奈川県	東京都	埼玉県	千葉県	茨城県	群馬県	栃木県
私立	一般入試	入学試験日	2/10-12	2/10-21	1/22-2/19 (*3)	1/17-18 (*5)	1/15-21 (*8)	1/28-29 (*11)	1/4-2/21 (*12)
		合格発表日	2/11-14	2/10-22	1/22-2/20	1/18-21 (*6)	1/20-27 (*9)	2/1-3 (*11)	試験翌日から数日後
		手続き締切日	3/1-4 (*1)	3/4 (*2)	1/23-3/13 (*4)	3/8-9 (*7)	3/14 (*10)	3/16-18 (*11)	3/11 or 3/16 (*13)
公立	共通選抜 (注1)	入学試験日	2/15-16	2/24(-25)	3/2(-3)	2/13-14	3/3(+3/6)	2/8(-9)	3/6
		合格発表日	2/28	3/2	3/10	2/20	3/13	2/16	3/10
		手続き締切日	各校指定日	3/3	各校指定日	2/22	各校指定日	各校指定日	各校指定日
	後期選抜	入学試験日	-	-	-	3/1	-	3/7(-8)	-
		合格発表日	-	-	-	3/7	-	3/15	-
		手続き締切日	-	-	-	各校指定日	-	各校指定日	-
	第二次募集 定通分割選抜 (注2)	入学試験日	3/9	3/10(-11)	(3/17-28)	3/15	3/17	3/23	3/16
		合格発表日	3/16	3/16	(3/22-30)	3/17	3/22	3/28	3/22
		手続き締切日	各校指定日	3/17	各校指定日	各校指定日	各校指定日	各校指定日	各校指定日
	定通分割選抜の 第二次募集 (注3)	入学試験日	3/28	3/28	(4/3-4/13)	(3/27-28)	各校指定日	各校指定日	3/20か24
		合格発表日	3/30	3/29	(4/4-4/17)	(3/27-29)	各校指定日	各校指定日	3/27
		手続き締切日	各校指定日	3/30	各校指定日	各校指定日	各校指定日	各校指定日	各校指定日

(注1) 東京都は「第一次募集と分割前期募集」、千葉県と群馬県とは「前期選抜」、栃木県は「全日制課程選抜」を示す。

(注2) 東京都は「第二次募集と分割後期募集」、埼玉県は「欠員補充」、千葉県と茨城県とは「第2次募集」、群馬県は「再募集」、栃木県は「定時制課程選抜」を示す。

(注3) 東京都は「一部の定時制第二次募集」、埼玉県は「欠員補充2回目（1回目で定員が充足された高等学校の場合は実施しない場合がある。）」、千葉県は「定時制の課程の追加募集」、茨城県は「定時制課程の追加入学（入学許可期限は4/10）」、群馬県は「定時制課程追加募集（3/29-4/3が出願期間）」、栃木県は「通信制課程選抜」を示す。

東京都の(-25)および(-11)は、2/25および3/11は一部の高等学校で面接を行うことを意味している。

埼玉県の(-3)は、3/3は一部の高等学校で実技試験・面接を行うことを意味している。また、欠員補充の試験日等は、()内に記した期間にて高等学校に依る。

千葉県の定時制の課程の追加募集に関する試験日等は、()内に記した期間にて高等学校に依る。

(\*1) 高等学校に依る。

(\*2) 高等学校に依るが、遅い高等学校でも公立高等学校合格発表翌日に設定している。

(\*3) 1/22、1/23の高等学校が多い。

(\*4) 早めの設定であっても、後日に公立高等学校合格時には（全額か一部返金）の私立高等学校の他、公立高等学校の合格発表日直後としている学校が多い。

(\*5) (\*6) 多くの私立高等学校がこの期間に実施しているが、この期間外に実施している高等学校も存在する。

(\*7) 早めの設定であっても、後日に公立高等学校合格時には（全額か一部）返金の私立高等学校の他、公立高等学校の合格発表日翌日から翌々日（3/9）としている高等学校が多い。

(\*8) 1/28実施の1校を除き、この期間中に実施している。

(\*9) 1/30発表の1校を除き、この期間中に行っている。

(\*10) 多くの高等学校が公立高等学校発表翌日に設定している。

(\*11) 試験日を1/28か1/29、合格発表日を2/1、2/2もしくは2/3、手続き締切日を3/16、3/17もしくは3/18としている学校が主流である。

(\*12) 1月上旬および1月末から2月と2回もしくは3回実施している高等学校が多い。

(\*13) 早めの設定であっても、後日に公立高等学校合格時には（全額か一部）返金の私立高等学校の他、地域に

依るが、栃木県立高等学校の合格発表日もしくは群馬県立高等学校の合格発表日翌日としている高等学校が多い。

公立高等学校の試験日等は参考文献 7) ～ 13)、私立高等学校の試験日等は参考文献 15) ～ 23) に基づき作成した。

## (2) 神奈川県以外の関東地方一都五県での平成 29 年度高等学校入学者選抜の日程

神奈川県以外の関東地方一都五県での一般受験生に対する平成 29 年度高等学校入学者選抜の日程も表 1 に示した。神奈川県の制度に合わせて表 1 を作成したが、各都県での制度との対照は次の通りである。

### ① 東京都

東京都は、(推薦に基づく入試、) 学力検査に基づく入試 (第一次募集・分割前期募集)、学力検査に基づく入試 (全日制第二次募集・分割後期募集)、(一部の) 定時制第二次募集の順に受検日が設定されている。なお、本論では推薦に基づく入試に関しては触れない。学力検査に基づく入試 (第一次募集・分割前期募集) は、全日制の課程、および定時制の課程の分割前期に割り当てられた定員に対する入学者選抜である。学力検査に基づく入試 (全日制第二次募集・分割後期募集) は、全日制の課程の第一次募集で定員に満たなかった高等学校での第二次募集、および定時制の課程の分割後期に割り当てられた定員に対する入学者選抜である。(一部の) 定時制第二次募集は、分割前期募集 and/or 分割後期募集にて定員に満たなかった高等学校での第二次募集 (分割募集実施校の場合は第三次募集) である。なお、表 1 には通信制課程の入学者選抜の日程を記していないが、学力検査日が 4 月 5 ～ 9 日 (高等学校に依る) に設定されており、合格者の発表が 4 月 14 日、入学手続き日が 4 月 14 ～ 15 日、通信制課程の第二次募集は当該高等学校毎の設定となっている<sup>24)</sup>。まとめると、全日制の課程か昼間定時制 (例えば、定時制三部制の 1 部や 2 部など) の公立高等学校を受検できる機会は、2017 年度の募集の場合、最大で 3 回であった<sup>25)</sup>。また、全日制および定時制の課程にて志願する場合、受検できる回数が最大 3 回となり、通信制の課程も加えると最大 4 回となる制度となっている。

### ② 埼玉県

埼玉県は、入学者選抜、欠員補充、欠員補充 2 回目の順に選抜日が設定されている。一見すると、公立高等学校を受検できる最大回数が 3 回のように見えるが、実際には 5 回である。5 回となる例を以下に記す。入学者選抜にて不合格であった生徒が欠員補充 (学校により募集期間が異なるが、例えば、3 月 15 ～ 16 日が募集期間、選抜日が 3 月 21 日、合格発表日が 3 月 24 日の高等学校 (ここでは仮にこうした高等学校の一つを A 高等学校と名付ける)) を受検して不合格だった場合、不合格となった A 高等学校の欠員補充 2 回目 (例えば、募集期間が 3 月 27 ～ 28 日、選抜日が 4 月 5 日、合格発表日が 4 月 6 日)、他校で募集期間が 3 月 24 日以降に設定されている (例えば、欠員補充の募集期間が 3 月 22 ～ 24 日、選抜日が 3 月 28 ～ 29 日、合格発表日が 4 月 5 日) の高等学校、あるいは他の高等学校の欠員補充 2 回目 (例えば、欠員補充 2 回目の募集期間が 3 月 24 日、選抜日が 4 月 5 日、合格発表日が 4 月 6 日) を受検することが可能である。すなわち、A 高等学校の欠員補充を受検し、不合格だった場合には次に A 高等学校の欠員補充 2 回目を受検し、これも不合格だった場合には欠員補充 2 回目の、例えば募集期間が 4 月 6 日、選抜日が 4 月 7 日、合格発表日が 4 月 7 日の高等学校を受検することが可能である。さらに、ここも不合格だった場合、欠員補充 2 回目の募集期間が 4 月 10 ～ 11 日である高等学校を受検することもできる制度となっている。まとめると、埼玉県公立高等学校入学者選抜制度は、課程 (全日制か定時制か) と高等学校とを限定しないのであれば、合計 5 回の受検機会が得られる制度となっている。また、全日制の課程か昼間定時制 (例えば、定時制二部制の昼間部や定時制三部制の I 部や II 部など) の公立高等学校を受検できる機会は、2017 年度の選抜の場合、最大で 3 回であった<sup>26)</sup>。

### ③ 千葉県

千葉県は、前期選抜 (地域連携アクティブスクールの一期入学者選抜及び通信制の課程の一期入学者選抜も同じ日程)、後期選抜 (地域連携アクティブスクールの二期入学者選抜及び通信制の課程の二期入学

者選抜も同じ日程)、第2次募集(地域連携アクティブスクール及び通信制の課程の三期入学者選抜も同じ日程)、定時制の課程の追加募集の順に選抜日が設定されている。なお、表1には通信制の課程の四期入学者選抜の日程を記していないが、4月4～5日が検査期日の範囲として設定されている<sup>10)</sup>。千葉県公立高等学校入学者選抜制度の場合、課程(全日制か定時制か)と高等学校とを限定しないのであれば、合計4回の受検機会が得られる制度となっている。全日制の課程か昼間定時制(例えば、定時制三部制の午前部や午後部)の公立高等学校を受検できる機会は、2017年度の選抜の場合、昼間定時制である2校が第2次募集を実施しなかったことから<sup>27)、28)</sup>、最大で2回であった。

#### ④ 茨城県

茨城県は、共通選抜、第2次募集、定時制課程の追加入学の順に選抜日が設定されている。なお、表1には通信制の課程(茨城県立水戸南高等学校1校に設置されている)の日程を記していないが、出願受付期間は3月10～23日、書類審査の上で可否を4月5日までに通知することになっていた<sup>29)</sup>。茨城県公立高等学校入学者選抜制度の場合、課程(全日制か定時制か)と高等学校とを限定しないのであれば、合計3回の受検機会が得られる制度となっている。また、全日制の課程か昼間定時制(昼間制や午前部など)の公立高等学校を受検できる機会は、2017年度の選抜の場合、農業科を除くと2回であり、最大でも3回であった<sup>30)、31)</sup>。

#### ⑤ 群馬県

群馬県は、全日制課程前期選抜、全日制課程後期選抜・定時制課程選抜、全日制課程再募集・定時制課程再募集、定時制課程追加募集の順に選抜日が設定されている。なお、表1には通信制課程選抜の日程を記していないが、出願期間が3月9～31日に設定されていた<sup>12)</sup>。群馬県公立高等学校入学者選抜制度の場合、課程(全日制か定時制か)と高等学校とを限定しないのであれば、合計4回の受検機会が得られる制度となっている。全日制の課程か昼間制定時制(三部制の第I部や第II部など)の公立高等学校を受検できる機会は、2017年度の選抜の場合、3回であった<sup>32)</sup>。

#### ⑥ 栃木県

栃木県は、全日制課程選抜、定時制課程選抜、通信制課程選抜の順に選抜日が設定されている。栃木県公立高等学校入学者選抜制度の場合、課程(全日制か定時制か)と高等学校とを限定しないのであれば、合計2回の受検機会が得られる制度となっている。再募集が行われない年度であれば、この2回が最大回数となり、通信制課程選抜を加えても3回しか公立高等学校の受検機会が無い制度である。

## 2 関東地方一都六県での公立高等学校への出願制限

本節では、神奈川県、東京都の公立高等学校の受験であれば共通選抜の受験資格がある中学生、東京都の公立高等学校の受験であれば第一次募集や分割前期の受験資格がある中学生、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県も同様の中学生に対する各都県での出願制限に関して記す。

### (1) 神奈川県

神奈川高校入試要領には、定通分割選抜の志願資格として、§1 一般募集(二次募集を除く。)Ⅲ 志願手続 1 志願の範囲 の(4)に、

「平成29年度の入学者選抜において、国立、公立及び私立の高等学校等に合格した者は、定通分割選抜及び二次募集に志願することは認めない。」

と記されている<sup>7)</sup>。また、§2 一般募集(二次募集)Ⅰ 志願資格 に、

「前記§1のⅠに定める志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、平成29年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等の合格者になっていない者とする。」

と記されている<sup>7)</sup>。すなわち、国公立を問わず、どこかの高等学校に合格したことがあると、合格した高等学校への入学手続の有無とは関係なく、同一年度に行われる公立高等学校の定通分割及び二次募集への出願ができず、あわせて公立高等学校の定通分割選抜の二次募集への出願もできないことを意味してい

る。

## (2) 東京都

東京高校入試案内には、3 都立高等学校の入試の概要 (3) 学力検査に基づく入試 (分割後期募集・第二次募集) の前書き部分に、

「一人でも多くの生徒の都立高校への進学を保障する趣旨から、既に国私立高校に入学手続を終えている方については、以後の募集への出願を遠慮してください。」

と記されており<sup>8)</sup>、応募資格として

「分割後期募集・第二次募集の入学願書受付までに終了する都立高校の入試における合格者、都立特別支援学校の高等部の入学許可予定者となり入学確約書を提出した者(入学手続を終えた者も含まれます。)、都立中高一貫教育校の高校・後期課程に進学・進級を予定している者及び都立産業技術高等専門学校の入学許可予定者となった者は、出願できません。」

と記されている<sup>8)</sup>。すなわち、神奈川県公立高等学校定通分割選抜や二次募集とは異なり、国立や私立の高等学校に合格したものの入学手続を行わなかった者は出願できる制度となっている。また、国立や私立の高等学校に合格して入学手続を終えている者の出願は遠慮するように記されているものの<sup>8)</sup>、出願できない制度とはなっていない。

## (3) 埼玉県

埼玉高校入試要領には、第10 欠員補充 2 出願資格に、

「(前半略) ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。」

と記されている<sup>9)</sup>。すなわち、神奈川県公立高等学校定通分割選抜や二次募集とは異なり、国立や私立の高等学校に合格していても、国立や私立の高等学校での入学手続の有無とは関係なく欠員補充選抜に出願できる制度となっている。また、東京都のように、国立や私立の高等学校に入学手続を終えている者の出願は遠慮するようにも記されていない<sup>9)</sup>。

## (4) 千葉県

千葉高校入試要項には、I 前期選抜 第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約 の7に、

「入学許可候補者に内定した者のうち、入学確約書(様式5)を提出しない者についても、県の内外を問わず他の公立高等学校に出願してはならない。ただし、「VIII 第2次募集」、「IX 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第3 第2次募集」、「X 秋季入学者選抜」並びに「XI 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」、「第4 四期入学者選抜」及び「第5 五期(秋季入学)入学者選抜」には出願できる。」

と記されている<sup>10)</sup>。千葉高校入試要項の VII 後期選抜 には出願の可否に関する記載はなされていない<sup>10)</sup>。すなわち、前期選抜にて千葉県の公立高等学校に合格した場合、入学確約書の提出の有無に関わらず後期選抜を受けることは出来ないが、入学確約書を提出していないのであれば、第2次募集などを受験することは可能であることを意味している。すなわち、神奈川県公立高等学校定通分割選抜や二次募集とは異なり、国立や私立の高等学校に合格していても、国立や私立の高等学校での入学手続の有無とは関係なく、千葉県の公立高等学校の後期選抜や第2次募集に出願できる制度となっている。また、東京都のように、国立や私立の高等学校に入学手続を終えている者の出願は遠慮するようにも記されていない<sup>10)</sup>。

## (5) 茨城県

茨城高校入試細則には、I 平成29年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則 4 第2次募集 (1) 応募資格 のイに、

「前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)(P.3)に定める学力検査受検の有無にかかわらず出願できる。ただし、公立高等学校に合格した者は出願できない。」

と記されている<sup>11)</sup>。ここに記されている“前記「3 一般入学」の(6)アの(ア)(P.3)”とは、3月3日

に行われた茨城県立高等学校共通選抜を指している。すなわち、神奈川県の公立高等学校定通分割選抜や二次募集とは異なり、共通選抜にて茨城県立高等学校に不合格であった場合は、国立や私立の高等学校に合格していても、国立や私立の高等学校での入学手続の有無とは関係なく、茨城県の公立高等学校の第2次募集に出願できる制度となっている。また、東京都のように、国立や私立の高等学校に入学手続を終えている者の出願は遠慮するようにも記されていない<sup>11)</sup>。

#### (6) 群馬県

群馬高校入試要項には、第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格 に、

「全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願している者は応募資格がないものとする。」

と記されている<sup>12)</sup>。すなわち、全日制課程前期選抜に不合格であった者は、国立や私立の高等学校の合否とは関係なく全日制課程後期選抜に出願することが可能である。また、第4 全日制課程再募集 2 応募資格 に、

「全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜、連携型選抜、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール再募集又は定時制課程再募集に出願している者は応募資格がないものとする。」

また、連携型選抜又は後期選抜を受検した者については、同一の高等学校への志願を認めないものとする。」

と記されている<sup>12)</sup>。すなわち、問われるのは公立高等学校の合否やこれまでの（公立の）受検校だけであり、国立や私立の高等学校の合否とは関係なく全日制課程再募集に出願することが可能である。

定時制課程に関しては、第6 定時制課程選抜 1 応募資格 に、

「全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程後期選抜又はフレックススクール後期選抜に出願している者は応募資格がないものとする。」

と記され、第7 定時制課程再募集及び追加募集 第7-A 再募集 2 応募資格 に、

「全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜、連携型選抜、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者は応募資格がないものとする。」

また、定時制課程選抜を受検した者については、同一の高等学校への志願を認めないものとする。」

と記され、さらに第7-B 追加募集 2 応募資格、出願の制限等に、

「第7-A 再募集」に準ずる。ただし、すでに受検した定時制課程高等学校への志願は認めないものとする。」

と記されている<sup>12)</sup>。すなわち、問われるのは公立高等学校の合否やこれまでの（公立の）受検校だけであり、出願にあたって国立や私立の高等学校の合否は問われない。

通信制の公立高等学校への出願に関しては、第8 通信制課程選抜 の2 応募資格 に応募資格が記されているが、国公立に関わらず、特に他校の高等学校の合否による出願の可否は記されていない<sup>12)</sup>。

#### (7) 栃木県

栃木高校入試細則および平成29年度栃木県立高等学校入学者選抜要項<sup>33)</sup>からは、全日制課程選抜では1校1学科（系・科）に限り出願が可能であり、定時制課程選抜でも1校1学科（系・科）に限り出願が可能であることが読み取れるが、定時制課程選抜や通信制課程選抜への出願に対して、国公立に関わらず、特に他校の高等学校の合否による出願の可否は記されていない<sup>33)</sup>。

## IV 考察

関東地方一都六県での平成 29 年度高等学校入学者選抜では、一般受験生が公立高等学校を受検する場合、1 回目の試験（神奈川県の場合は共通選抜）を除き、2 回目以降の試験（神奈川県の場合、第二次募集や定通分割選抜等）への受検条件に国私立高等学校への合格の有無を課しているのは神奈川県公立高等学校だけである。神奈川県では以前から公立高等学校と私立高等学校との定員比率が問題視されており、世帯の所得格差が教育格差を生んでいると指摘されている<sup>34)</sup>。世帯の所得格差と教育格差との関係は 21 世紀初頭には教育問題として提起されているが<sup>35)</sup>、15 年以上たった 2017 年度入学者選抜においても神奈川県では本問題が解消されていないといえる。なぜなら、文部科学省は高等学校で学ぶ生徒への助成金制度（高等学校等就学支援金）を設け、神奈川県は私立高等学校で学ぶ生徒への助成金制度（私立高等学校等生徒学費補助金）を立ち上げ運用しているが<sup>36)、37)</sup>、神奈川県私立高等学校へ進学した場合、これらの支援金、補助金を受けても公立高等学校で学ぶ生徒と比較して学費等の負担が大きいからである（表 2）。表 2 は、神奈川県公立高等学校の学費、神奈川県私立高等学校の学費（低額な高等学校）、および本支援金と本補助金とを併用した場合に世帯が支払う学費とを示している。表 2 での私立高等学校の学費は、全日制の課程は神奈川県内の私立高等学校で一番低額であると著者が判断した H 高等学校の金額に基づき記入した。

表 2 公立高等学校と私立高等学校との年間学費の比較

公立有および私立有は、高等学校等就学支援金と私立高等学校等生徒学費補助金とが満額支給された場合の世帯からの支出額を意味する。

		全日制の課程	定時制の課程 (*b)	通信制の課程 (*c)
授業料(円)	公立	118,800	32,400	1単位350 (*d)
	私立	324,000	144,000	250,000
諸会費(円)	公立	60,000 (*1)	48,000 (*2)	30,000 (*3)
	私立	84,000	30,600	0
入学検定料(円)	公立	2,200	950	0
	私立	20,000	11,000	10,000
施設費等(円) (*a)	私立	160,000	80,000	32,000
入学料(入学金) (円)	公立	5,650	2,100	0
	私立	140,000	80,000	35,000
合計(円)	公立	186,650	83,450	47,500
	公立有	67,850	51,050	39,100
	私立	728,000	345,600	327,000
	私立有	196,000	264,600	30,000

(\*a) 公立高等学校には該当する分類が存在しないため、私立高等学校分だけ示した。

(\*b) 神奈川県には定時制の課程を開設している私立高等学校が存在しないので、東京都内の私立高等学校の学費を参考として示した。そのため、私立有の金額は、高等学校等就学支援金の支給だけに基づく金額である。

(\*c) 三修制（3年で卒業）かつ学年制の場合での概算を示した。

(\*1) (\*2) (\*3) 全日制の課程および定時制の課程には平均的な修学旅行積立金を加えてあるが、通信制の課程には加えていない。

私立高等学校全日制の課程に進学した場合、高等学校等就学支援金と私立高等学校等生徒学費補助金とが満額支給される生徒が支払う学費 196,000 円は、公立高等学校に通った場合の学費 186,650 円より若干高いだけにも見えるが、該当する生徒は公立高等学校に進学した場合にも高等学校等就学支援金が満額支給されるので、私立と公立との学費の差額は（196,000 円－67,850 円＝）12 万円以上となる。満額支給される世帯は世帯年収目安が 250 万円未満であることから、学費の支払額が私立高等学校に進学した場合は公立高等学校に進学した場合より月額約 10,000 円余分に掛かることとなる。世帯年収の目安が 250 万円未満の世帯にとって、月 10,000 円の出費増は相当に困難であると予想される。こうした世帯の生徒が私

立高等学校への進学を断念せざるを得なかったとするなら、世帯の所得格差が教育格差を生み出していることになる。全高等学校の授業料が無償化されることを全国的に目指すべきと著者は考えているが、授業料無償化が無理であっても、神奈川県は私立高等学校へ進学した生徒の世帯に対し、補助金支給が無い場合の公立高等学校への世帯からの学費支出額と、補助金を支給した世帯が支払う私立高等学校への学費支出額とがほぼ同額となる現状を見て、現在の制度が十分であるとは考えずに、私立高等学校へ進学した場合も公立高等学校へ進学した場合も世帯が支払う学費支出額がほぼ同額となるような補助金制度へと改革を行うべきであろう。あるいは、当該生徒が進学先の私立高等学校から授業料減免を受けられるようにするため、私立高等学校が授業料免除を実施できるように私立高等学校への助成金を増やす、などの施策を行うべきであろう。

次に、神奈川県入学選抜制度に起因する落とし穴に嵌る可能性を考察する。例えば、一般受験生として2月中旬までは順調だった生徒を考えてみる。平成29年度入試であれば、私立高等学校に合格しており、共通選抜を2月15日に終えた状況である。不幸にも、家計支持者である保護者の収入が、勤務先の都合等により4月以降大幅に下がることが2月15日過ぎに判明したとする。すなわち、当初の計画通り、公立高等学校が不合格だったら合格している私立高等学校へ行くことが困難な状況となった場合を考えてみる。この場合、当該生徒が選べる選択肢はどうなるであろうか。神奈川県の場合、選べる進路は非常に少ない。著者は、最悪の進路しか残されていないと記したい。なぜなら、当該生徒は私立高等学校に合格しているのだから、公立高等学校の第二次募集も定通分割選抜も定通分割選抜の第二次募集も受けられないからである。これは、課程（全日制、定時制、通信制）によらず、神奈川県内の公立高等学校へは進学できないことを意味している。すなわち、表2からも読み取れる通り、金銭的には通信制の課程、しかも私立高等学校の通信制の課程しか選択肢が無くなってしまうためである。関東地方の他都県であれば、全日制課程の第二次募集や分割後期募集の高等学校を受検することが可能である。他都県と比較すると、神奈川県公立高等学校入学選抜制度は教育を受ける機会を大幅に制限している制度であることは明白である。神奈川県は、私立高等学校の合格の有無とは関係なく、少なくとも私立高等学校に入学手続を取っていない受験生は、全日制課程の第二次募集や分割後期募集の高等学校を受検できる制度に改めるべきである。

以上から、平成29年度の神奈川県公立高等学校入学選抜制度は、受験生にとって不利益を被る可能性が存在する制度であり、関東地方の他都県の制度と比較しても特異な制度であることを示せたと考える。神奈川県は、私立高等学校の合格者が第二次試験や定通分割選抜を受けられないとする規定を速やかに止めると同時に、世帯の所得格差が教育格差とならないようにするため、私立高等学校等生徒学費補助金を抜本的に改革する必要があることも示せたと考える。

## V まとめ

教職課程の科目担当者として、児童・生徒向けの進路指導に関わる様々な情報の読み解き方を学生に指導する教材研究を行った。こうした情報のうち、第一希望の公立高等学校が不合格となった場合に焦点をあて、関東地方一都六県の公立高等学校入学選抜制度の比較分析を行った。

比較分析を行った結果、神奈川県公立高等学校入学選抜制度は、第一希望の公立高等学校を不合格となった生徒が私立高等学校の合否に依っては公立高等学校へ進学する途が完全に閉ざされる制度となっており、受験生にとって不利益を被る可能性が存在する制度であることを明らかにした。関東地方の他都県では、第一希望の公立高等学校を不合格となった生徒は国私立高等学校の合否とは無関係に公立高等学校を再度受検できる途が存在していることから、神奈川県公立高等学校入学選抜制度が相当に特異な制度であることを浮き彫りにした。

教職を希望する学生に対して、勤務する都道府県の制度を把握するだけでなく、他の都道府県の制度も視野に入れ、勤務する都道府県の制度に潜む課題を見つける力を身に付けてもらう教育を行うことが必要

であることが具体的な事例から示せたと考える。

本研究では関東地方一都六県での比較分析であったが、関東地方以外の道府県の公立高等学校入学者選抜制度の分析も行い、都道府県ごとに公立高等学校入学者選抜制度が問題点を抱えているか否か、問題点が存在する場合には、その問題点を具体的に明示することが今後の課題である。

## 謝辞

本研究は、入学者選抜方式に対する根本治子氏（著者の母）から頂いた示唆をきっかけとして開始しました。関東地方一都六県の教育局等の担当者には、電話あるいは面会にてインタビュー調査に応じていただきました。（一財）神奈川県高等学校教育会館 県民図書室の協力を受けました。埼玉県の入学者選抜方式に関しては、埼玉県立熊谷高等学校の宮嶋 敏 教諭からも様々な教示を受けました。また、匿名査読者から頂いた意見は、本論を修正する上で大変に有益でした。以上の方々へ、ここに記して深謝します。

## 参考文献

- 1) 例えば、文部省、高等学校入学者選抜について（通知）、文初高第 243 号 平成 5 年 2 月 22 日、1993.
- 2) 例えば、松森 武嗣、高校入試制度改革の影響力—受験生を中心に—、別府大学紀要、47、9-22、2006.
- 3) 例えば、金沢信之、神奈川の 04 年度入試を考える、ねざす、34、18-31、2004.
- 4) 例えば、神奈川県教育委員会、神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針、8 p.、神奈川県、2011. < [http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/453333\\_745012\\_misc.pdf](http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/453333_745012_misc.pdf) (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 5) 例えば、長瀬重夫、総合学科高校の行方—「全日制総合学科改善実施計画」を批判する—、ねざす、58、17-20、2016.
- 6) 神奈川県教育委員会、県立高校改革実施計画（全体）【素案】、42 p.、2015.  
< [http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/1000120\\_3268975\\_misc.pdf](http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/1000120_3268975_misc.pdf) (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 7) 神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会・川崎市教育委員会・横須賀市教育委員会、平成 29 年度 神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領、82 p.、2016.
- 8) 東京都教育委員会、平成 29 年度東京都立高等学校募集案内、121 p.、2016.
- 9) 埼玉県教育局、平成 29 年度入学者選抜実施要項・入学者選抜要領、2016.  
< <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/29jisshiyokou.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 10) 千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・習志野市教育委員会・船橋市教育委員会・松戸市教育委員会・柏市教育委員会・銚子市教育委員会、平成 29 年度 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項、2016.  
< <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/nyuushi/h29/0909jissiyokou.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 11) 茨城県教育委員会、平成 29 年度 茨城県立高等学校入学者選抜実施細則、2016.  
< <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/nyuusi/h29/kousaisoku/index.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 12) 群馬県教育委員会・前橋市教育委員会・高崎市教育委員会・桐生市教育委員会・太田市教育委員会・利根沼田学校組合教育委員会、平成 29 年度 群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項、110 p.、2016.  
< <http://www.pref.gunma.jp/03/x2800211.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 13) 栃木県教育委員会、平成 29 年度 栃木県立高等学校入学者選抜実施細則、72 p.、2016.  
< <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/h29koukounyuusi/h29nyuusinittei.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 14) 一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会、平成 29 年度 高等学校生徒募集要項、2016. < [http://www.phsk.or.jp/examination/pdf/h29\\_exam\\_h.pdf](http://www.phsk.or.jp/examination/pdf/h29_exam_h.pdf) (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 15) (株) 育伸社 入試情報センター、2017 年度 私立高校 募集要項【神奈川県】、2016.  
< <http://www.ikushin.co.jp/school/PDF/00814.pdf> (2017 年 3 月 31 日参照) >
- 16) 東京都生活文化局、平成 29 年度 都内私立高等学校入学者選抜実施要項、2016.  
< <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/10/06/14.html> (2017 年 3 月 31 日参照) >

- 17) 埼玉県総務部学事課、平成29年度埼玉県私立高等学校入試応募状況(中間)、2017。  
＜ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0204/documents/h29nyushi-objyoukyou-tyukan-koukou.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 18) (株)育伸社入試情報センター、2017年度国立・私立高校募集要項【埼玉県】、2017。＜ <http://www.ikushin.co.jp/school/PDF/00811.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 19) 千葉県総務部学事課、平成29年度千葉県私立高等学校入学者選抜試験志願状況一覧(前期選抜試験分)、2017。＜ <https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/press/2016/documents/h29zenki-no1.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 20) (株)育伸社入試情報センター、2017年度高専・私立高校募集要項【千葉県】、2017。  
＜ <http://www.ikushin.co.jp/school/PDF/00812.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 21) 茨城県私学協会、平成29年度私立高等学校入試日程一覧、2016。  
＜ [http://www.ibaraki-shigaku.jp/pdf/h29nittei\\_h.pdf](http://www.ibaraki-shigaku.jp/pdf/h29nittei_h.pdf) (2017年3月31日参照) ＞
- 22) (株)育伸社入試情報センター、2017年度高専・私立高校募集要項【群馬県】、2016。  
＜ <http://www.ikushin.co.jp/school/PDF/00810.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 23) (株)育伸社入試情報センター、2017年度高専・私立高校募集要項【栃木県】、2016。  
＜ <http://www.ikushin.co.jp/school/PDF/00809.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 24) 東京都教育委員会、通信制都立高等学校の入試日程、2016。  
＜ [http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p\\_gakko/29boshu/1\\_3.pdf](http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/29boshu/1_3.pdf) (2017年3月31日参照) ＞
- 25) 東京都教育庁、平成29年度都立高等学校第一学年生徒第三次募集(定時制課程分割募集実施校)、2017。＜ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/2017/pr170317b.html> (2017年3月31日参照) ＞
- 26) 埼玉県教育局、平成29年度入学者選抜欠員補充日程一覧、2017。  
＜ <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/documents/0324h29ketuinichiran.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 27) 千葉県教育委員会、定時制、2016。  
＜ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/kaikaku/miryoku/gakku/tejjisei.html> (2017年3月31日参照) ＞
- 28) 千葉県教育委員会、平成29年度千葉県公立高等学校入学者選抜第2次募集人員について、2017。  
＜ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/press/2016/koukounyuushi/documents/2jibosyuu-teiinn.xls> (2017年3月31日参照) ＞
- 29) 茨城県立水戸南高等学校通信制、平成29年度生徒募集要項(通信制)(平成29年度募集について)、2016。＜ [http://www.mitominami-h.ibk.ed.jp/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=777](http://www.mitominami-h.ibk.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=777) (2017年3月31日参照) ＞
- 30) 茨城県教育委員会、働きながら高校へ行くには。＜ <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/qa/faq/kyouiku/work.html> (2017年3月31日参照) ＞
- 31) 茨城県教育委員会、平成29年度茨城県立高等学校第1学年生徒第2次募集について、2017。  
＜ <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/nyuusi/h29/170313/2.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 32) 群馬県教育委員会、全日制課程・フレックススクール再募集実施校等(視覚、聴覚、肢体、病弱等特別支援学校高等部再募集実施校を含む)(掲載日時 3月15日(水)12時)(平成29年度群馬県公立高等学校入学者選抜全日制課程・フレックススクール及び定時制課程再募集の志願状況等について)、2017。＜ <http://www.pref.gunma.jp/contents/100012924.pdf> (2017年3月31日参照) ＞
- 33) 栃木県学校教育課、平成29年度栃木県立高等学校入学者選抜要項、2016。  
＜ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/h29koukounyuushi/documents/h29senbatsuyoukou.pdf> 2017年3月31日参照) ＞
- 34) 例えば、かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会、2016年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願、2015。

---

< <http://home.catv.ne.jp/dd/tkanazak/seigantinjyutu15.html> (2017年3月31日参照) >

35) 例えば、荻谷剛彦、階層化日本と教育危機－不平等再生産から意欲格差社会へ、245 p.、有信堂高文社、東京、2001.

36) 文部科学省、高等学校等就学支援金、高等学校等就学支援金に関する法律（平成22年法律第18号）；高等学校等就学支援金に関する法律施行令（平成22年政令第112号、最終改正：平成26年政令第124号）；高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号、最終改正：平成26年文部科学省令第13号）.

37) 神奈川県、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金、2016.

< <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f328/p4426.html> (2017年3月31日参照) >